

令和 7 年 2 月 1 8 日

関係団体・関係機関の長 様

長崎県医療政策課長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（緊急支援パッケージ）のうち  
「病床数適正化支援事業」の活用希望調査について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 6 年度厚生労働省補正予算のうち、下記の「病床数適正化支援事業」については、令和 7 年度における募集を予定しております。

つきましては、国への申請や県の予算編成の参考とするため、別添様式により活用見込みに関する調査を実施します。

現時点で本事業の活用をご検討されている医療機関におかれましては、令和 7 年 3 月 5 日（水）までにメールにて別添の調査票を提出いただきますようお願いいたします。

記

### （１）支給対象

病院または有床診療所

### （２）支給要件

- ① 令和 6 年 12 月 17 日（令和 6 年度補正予算成立日）から令和 7 年 3 月 31 日までに一般病床、療養病床の削減を行うこと  
※精神病床については、県障害福祉課から別途お知らせ予定
- ② 令和 7 年 3 月末時点において、廃院をしていないこと（地域医療構想に基づく再編統合によるものは除く）

### （３）支給額の算定方法

- ① 削減病床 1 床につき、4,104 千円支給（※）
- ② 別に単独支援給付金支給事業（地域医療介護総合確保基金）の支給がある場合は差額のみ支給

※全国の医療機関からの申請状況により、支給額を調整される場合があります。

#### (4) 支給額の算定方法（除外要件）

- ① 産科部門の病床（MFICU 等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU 等を含む）を削減した場合、その削減した病床数
- ② 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③ 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④ 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤ 医療法第 30 条の 4 第 10 項から第 12 項までの規定及び国家戦略と差別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑥ 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の規定に該当し、医療法第 7 条第 3 条の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑦ その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
  - ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
  - イ 放射線治療病室の病床
  - ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
  - エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

#### (5) 留意事項

給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ア 給付金の支給を受けた日から、令和 17 年 3 月 31 日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、都道府県知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。
- イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

## (6) 提出方法

「病床数適正化支援事業活用見込調査票」を下記アドレス宛にメールにて提出

※メール件名：【団体又は機関名】病床数適正化支援事業活用希望調査

※調査票の様式は県のホームページからダウンロードできます。

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞医療＞医療のサイトへ＞医療政策課  
＞助成制度のご案内＞「病床数適正化支援事業」活用希望調査

## (7) 提出期限

令和7年3月5日（水）

※活用を予定していない場合は、ご提出は不要です。

## (8) その他

その他の支援制度については、別途お知らせします。

### 【提出先】

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部医療政策課

医療企画班 田本

TEL：095-895-2462

E-mail：[s040308@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s040308@pref.nagasaki.lg.jp)